

令和7年度

保育料等のご案内



山形村

保育料の無償化・減免について

① 保育料の無償化

③～5歳児

令和元年10月より、幼児教育・保育無償化により3歳～5歳児のお子さんの保育料は無償となりました。

副食費（おかず費）については、※免除世帯を除きお支払いいただきます。

※免除世帯：①年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額57,700円未満）

②保育園に同時通園している第3子目以降のお子さん

①0～2歳児

市町村民税非課税世帯については、無償です。その他の階層については現行通りです。



② 3歳未満児の保育料の減免について

次に該当するお子さんは保育料が減免となります。

1、市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯

同一世帯の2番目以降のお子さんの保育料を減免します。

★第2子目のお子さんの保育料を 半額（同時通園の要件を廃止）

◎第3子目以降のお子さんの保育料を 無料

（例1）第1子目のお子さんが5歳児→無料（無償化による）

第2子目のお子さんが2歳児→半額★

第3子目のお子さんが0歳児→無料◎

（例2）第1子目のお子さんが小学生

第2子目のお子さんが2歳児→半額★

第3子目のお子さんが0歳児→無料◎

（例3）第1子目のお子さんが小学生

第2子目のお子さんが4歳児→無料（無償化による）

第3子目のお子さんが1歳児→無料◎

2、市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯

同一世帯の1番目・2番目のお子さんの保育料を減免します。

★第1子目のお子さんの保育料を 半額

◎第2子目以降のお子さんの保育料を 無料

(例1) 第1子目のお子さんが2歳児→半額★

第2子目のお子さんが0歳児→無料◎

(例2) 第1子目のお子さんが4歳児→無料(無償化による)

第2子目のお子さんが0歳児→無料◎

(例3) 第1子目のお子さんが小学生

第2子目のお子さんが2歳児→無料◎

3、ひとり親世帯等の場合

ひとり親家庭(ひとり親世帯の減免が認められる世帯)や、障がい者(児)と同居している世帯に対する減免です。

- 市町村民税所得割額 77,100円以下の世帯(第3階層から第6階層の一部まで)
第1子目のお子さんは 5,000円 となります。
第2子目以降のお子さんは 無料 となります。
- 市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯(第6階層の一部から第12階層まで)
第1子目 が半額、
第2子目以降 は無料 となります。

階層別利用者負担額（保育料）一覧表

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額) (単位：円)	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯			0	0
第2	市町村民税非課税世帯			0	0
第3	市町村民税が均等割のみの世帯	ひとり親世帯等		5,000	5,000
		ひとり親世帯等以外の世帯		(0)	(0)
第4	市町村民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等		6,450	6,000
		ひとり親世帯等以外の世帯		(0)	(0)
第5	市町村民税所得割額 48,600円以上69,300円未満	ひとり親世帯等		5,000	5,000
		ひとり親世帯等以外の世帯	48,600円以上57,700円未満	9,600	9,000
			57,700円以上69,300円未満	(0)	(0)
第6	市町村民税所得割額 69,300円以上97,000円未満	ひとり親世帯等	69,300円以上77,100円以下	19,200	18,000
			77,101円以上97,000円未満	(9,600)	(9,000)
		ひとり親世帯等以外の世帯		5,000	5,000
第7	市町村民税所得割額 97,000円以上133,000円未満	ひとり親世帯等		(0)	(0)
		ひとり親世帯等以外の世帯		13,050	12,250
第8	市町村民税所得割額 133,000円以上169,000円未満	ひとり親世帯等		26,100	24,500
		ひとり親世帯等以外の世帯		(13,050)	(12,250)
第9	市町村民税所得割額 169,000円以上235,000円未満	ひとり親世帯等		19,700	18,500
		ひとり親世帯等以外の世帯		(0)	(0)
第10	市町村民税所得割額 235,000円以上301,000円未満	ひとり親世帯等		39,400	37,000
		ひとり親世帯等以外の世帯		(19,700)	(18,500)
第11	市町村民税所得割額 301,000円未満 397,000円以上	ひとり親世帯等		21,000	19,750
		ひとり親世帯等以外の世帯		(0)	(0)
第12	市町村民税所得割額 397,000円以上	ひとり親世帯等		42,000	39,500
		ひとり親世帯等以外の世帯		(21,000)	(19,750)

備考

① () は2子目の金額を示す

②算定期間について

- ・4月～8月：前年度の市町村民税所得割から算定します。
- ・9月～翌年3月：当年度の市町村民税所得割から算定します。

市町村民税所得割の増減により、4月～8月の金額と9月～翌年3月の金額が変更となる場合がありますので、ご承知おきください。

3歳児以上の給食費について



令和元年10月1日から、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までの子どもの利用者負担額（保育料）が無償化となりました。

保育料は無償化となりましたが、食材料費（主食費・副食費）についてはこれまでどおり保護者の負担となります。（3歳未満児については保育料の中に含まれます。）

・山形保育園

副食費（おかず費）4,500円を毎月負担していただきます。

・やまのこ保育園

副食費（おかず費）4,800円を毎月負担していただきます。

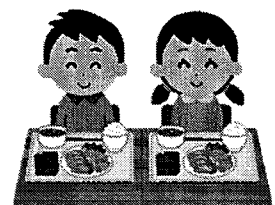
別途、主食費がかかります。（※金額が変更となる場合があります。）

3歳以上児のきょうだいで2人以上通園していても、1人あたり4,500円または4,800円がかかります。

免除対象基準

下記に該当する方は、副食費が全額免除となります。

- ①年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が57,700円未満）
- ②保育園に同時通園している第3子目以降のお子さん



●保育料等の引落としについて●

保育料等は、毎月25日に登録口座より引落としをします。
納付日が、土・日及び祝日の時は、これらの日の翌日に引き落としをします。

令和7年度 保育料・長時間保育料・副食費納付月別振替指定日(予定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25日 (金)	26日 (月)	25日 (水)	25日 (金)	25日 (月)	25日 (木)	27日 (月)	25日 (火)	25日 (木)	26日 (月)	25日 (水)	25日 (水)

*長時間保育料については、前月利用分を翌月25日に登録口座より引落としをします。

ー保育料・長時間保育料・副食費 納期限内納入のお願いー

納期限までに納付されなかった方には、翌月10日(土日祝の場合はこれらの日の翌日)に口座より再振替をします。

★督促状の発送について★

(督促状を発送した場合、1通につき100円が負担増になります)

- 地方税法に準じて納期限から20日以内に督促状を送付します。
(一部納付された場合でも残額について送付します)
これはうっかり納め忘れてしまった方等に気づいていただくために送付します。
- 督促状が届いた場合は、すぐに納めていただくようお願いします。
- 督促状を送付しても納付されない場合、催告書の送付や電話催告、滞納処分(差押え)を受ける場合があります。
- 納期を経過してしまうと延滞金が発生してしまいますのでご注意ください。

★督促状・催告書の行き違いについて★

金融機関等で納付された場合、役場会計室にて入金の確認ができるまでに10日程度かかる事があるため、納期限から督促状発送日までに納付された場合、行き違いで督促状が届いてしまう事があります。行き違いをなくすためにも納期限内に必ず納付していただきますようご協力下さい。催告書についても同様の理由により行き違いとなる場合がありますので、ご承知おきください。

★入園後、保育料が変更になる申告があった場合★

変更申請は、保育料変更適用月の前月末日までに子育て支援課(子育て支援センターすくすく)にて行ってください。

*手続きをした月の翌月から変更が適用されます。

(例: 変更申請 9月末まで → 10月より保育料変更適用)

記入例

山形村 村税等口座振替依頼書
自動払込利用申込書

長野県山形村 No.1
令和〇年〇月〇日

取扱金融機関 御中

依頼者 (口座名義人)	住所	フリガナ	セイム タロウ	届出印 税 (3枚も押印)	依頼区分 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更 <input checked="" type="checkbox"/> 新規
	〒390-1301【連絡班中央通】 東筑摩郡山形村2030-1	氏名	税務 太郎		
	電話番号	自宅 0263-98-5663	携帯 010-1111-1111		

※ ↓ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入

① ゆうちょ銀行以外の金融機関	<input checked="" type="checkbox"/> 松本ハイランド農協	<input type="checkbox"/> 八十二銀行	② ゆうちょ銀行	記帳記号	1	0		
	<input type="checkbox"/> 松本信用金庫	<input type="checkbox"/> みずほ銀行		金融機関コード	9900	種目	166 契 167 解	
	<input type="checkbox"/> 長野銀行			振込先口座番号	00550-8-96			
	山形 本店・支店 本所・支所・出張所							
金融機関コード		1	2	3	4	5	6	7
預貯金の種類		口座番号(右づめで記入)						
① 普通		6	0	1	2	3	4	5
2 当座								
3 ()								

3枚とも、銀行への「届出印」を鮮明に押印してください。
(にじんだり、薄かったり等判断が難しい場合は、再度押印してもらう必要があります。登録が間に合わない場合は現金での納付になる場合がありますので、ご了承ください。)

私(口座名義人)は、下記納付(納入)義務者が山形村に納めるべき村税・料金の振替・自動払込の方法により納付(納入)したいので、下記事項を確認のうえ依頼します。

納付(納入)義務者住所	納付(納入)義務者氏名	口座名義人との関係
〒390-1301【連絡班中央通】 東筑摩郡山形村2030-1	フリガナ 氏名	① 本人 2 配偶者 3 その他 ()
	ゼイム タロウ 税務 太郎	

種別コード	対象科目	納付方法
35	01村 県	月別納付
35	03固定	月別納付
35	04軽自	月別納付
35	15国民健康	
28	17介護保険料(普)	期別納付
28	09後期高齢者医療保険料(普)	期別納付
30	21保 育 料	月別納付
30	81施設入所負担金	

注意事項
 ※網掛け部分の記入漏れが無いよう、ご注意ください。
 ※口座名義人は、引落としをする口座の名義人の名前を記入してください。
 ※口座名義人住所は通帳に登録のある住所を記入してください。
 ※納付(納入)義務者氏名は、支給認定申請書兼入園申込書の保護者と同一の記入をお願い致します。

振替を希望する科目に○をしてください。
 *保育料・長時間保育料副食費全て含まれます。

- 振替日は、山形村と取扱金融機関との契約に定める日とします。
- 山形村から納付書等が貴店等に送付されたときは、所定の振替日に納付書等記載の金額を、引落のうえお支払いください。
- 預貯金の引落にあたっては、当座勘定約定書又は預貯金規定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などはいたしませんから、貴店等の所定の方法で処理してください。
- 領収書は、預貯金通帳等への記帳により省略されて差し支えありません。ただし、領収書が必要な場合は貴店等で発行してください。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動振込規定が適用されます。
- この取扱について、仮に紛議が生じても山形村ならびに貴店等には迷惑、損害をかけません。

不備返却理由	処理整理欄	金融機関等	検印	文書	印鑑照合	受付
1 預金取引なし 2 記載事項等相違 ↓ (店名、預金種目、口座番号、口座名義人)		使用欄				
3 印鑑相違 4 その他 ()						